

令和8年度

福島県立特別支援学校 高等部入学者選抜実施要綱

福島県教育委員会

目 次

令和 8 年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱	1
I 入 学 者 募 集	1
II 特別支援学校前期選抜	1
III 特別支援学校後期選抜	8
IV そ の 他	11
各 種 様 式	12
令和 8 年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜関係日程	19
学校教育法施行令第 22 条の 3	20

○ 持参及び送付による書類の提出方法について

(断りがない場合、本冊子において以下、同じ。)

持参の場合 受付時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

送付の場合 送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

令和8年度福島県立特別支援学校 高等部入学者選抜実施要綱

令和8年度福島県立特別支援学校高等部（以下「高等部」という）の入学者選抜は、この要綱によって実施する。なお、視覚支援学校専攻科理療科の入学者選抜については、この要綱に定める事項のほか、当該校の募集要項によって実施する。

I 入学者募集

1 募集定員

各高等部の募集定員については、別に定める。

2 出願資格

- 1 高等部に入学を出願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3（20ページ参照）に定められた障がいのある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という）。
- 2 専攻科の場合は、特別支援学校の高等部若しくは高等学校の卒業生及び卒業見込の者又はこれと同等以上の学力を有する者。

3 募集要項

各高等部においては、この実施要綱に基づいて募集要項を作成する。

II 特別支援学校前期選抜

1 出願

- 1 募集範囲
原則として県下一円とし、特別の場合は県教育委員会と協議して決定する。
- 2 出願資格
出願資格については、次の（1）、（2）の条件を満たす者とし、中学校卒業生及び卒業見込の者については、（3）の条件も満たす者とする。
 - （1）この要綱に示した「I 入学者募集 2 出願資格」に定めるところによる。
なお、県立高等学校前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という）に出願する者は、特別支援学校前期選抜に出願することはできない。
 - （2）志願者は、出願申請前までに、志願先特別支援学校での入学者選抜に係る教育相談を受けるものとする。

- (3) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、出願申請前までに、出願資格申請書（様式第1号）を提出し、志願先の特別支援学校長の承認を得て、出願資格通知書（様式第2号）を受け取るものとする。

3 併願の取扱い

- (1) 同一人が同時に二つ以上の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。
- (2) 視覚支援学校・聴覚支援学校高等部において、相異なる学科間の併願は認めない。

4 WEB出願システムの利用

- (1) 出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という）を利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

- (2) 志願者は、WEB出願システムに、氏名や現住所、保護者氏名等の志願者基本情報を登録することにより、志願者登録を完了させた後に、出願手続を行う。
- (3) 志願者は、出願に当たって、志願先の特別支援学校及び学科等の情報（以下、志願者基本情報と併せて「志願情報」という。）をWEB出願システムに登録する。
- なお、県立特別支援学校入学者選抜においては、志願情報を入学願書として取り扱う。

5 出願に必要な書類

- (1) 高等部入学志願に関する調査書（様式第3号。以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。
- (2) 学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類（「療育手帳」・「身体障害者手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）
ただし、在籍する学校の中学部からその学校の高等部に出願する場合は、この証明書類を必要としない。
- (3) 入学検定料は徴収しない。

6 出願手続

- (1) 志願者は、出願申請前までに、志願先特別支援学校での入学者選抜に係る教育相談を受ける。
- (2) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在籍（出身）校長を通して、出願申請の前までに、出願資格申請書（様式第1号）を持参又は送付により志願先の特別支援学校（以下「特別支援学校長」という）に提出する。
- ただし、在籍する特別支援学校の中学部からその学校の高等部に出願する場合は、この申請を必要としない。
- また、年齢20歳以上の者については、中学校長による証明を必要とせず、志願者が直接提出する。
- (3) 出願資格を有することを承認した特別支援学校長は、出願資格申請書を提出した志願者に対して、出願資格通知書（様式第2号）を通知する。
- (4) 中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者は、在籍（出身）校長を通して、特別支援学校長に出願する。

- ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、在籍（出身）校長に出願を申請する。

【申請期間】

令和8年1月26日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）正午まで

- ② 在籍（出身）校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていることを確認の上、出願を承認する。

【在籍（出身）校長承認期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）午後4時まで

- ③ 在籍（出身）校長は、書面による提出が必要な書類がある場合、出願受付期間内に、持参又は送付により志願先の特別支援学校長に提出する。

なお、調査書については「8調査書提出」（4ページ参照）に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月6日（金）正午まで

- (5) 中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者は、志願者が直接、出願手続を行う。
- (6) 特別支援学校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願システムにより出願を受理する。
- (7) 特別支援学校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、志願情報及び出願に必要な書類に虚偽があるときは、出願受付を取り消すことができる。

7 出願先変更

出願先変更とは、先の出願を取り下げて新たに提出することを行い、期間内で、1回に限り、他の特別支援学校高等部及び福島県立高等学校（以下「県立高等学校」という）への変更、同一特別支援学校高等部内での出願した学科の変更をすることができる。

【申請期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年2月12日（木）正午まで

【在籍（出身）校長承認期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年2月12日（木）午後4時まで

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年2月13日（金）正午まで

- (1) 出願先を同一高等部内で変更する場合
- ① 出願先変更を希望する志願者は、在籍（出身）校長にその旨を申し出た後、WEB出願システムに新たな志願先の志願情報を登録し、在籍（出身）校長に申請する。ただし、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先変更の手続きを行う。
- ② 在籍（出身）校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていることを確認の上、新たな出願を承認する。
- ③ 新たな志願先の校長は、志願情報について精査し、出願先変更受付期間内に、WEB出願システムにより出願先変更を受け付ける。
- なお、出願先変更の受付をもって、先の出願は取り下げられる。
- (2) 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合
- ① 出願先変更を希望する志願者は、在籍（出身）校長にその旨を申し出た後、WEB出願システムに新たな志願先の志願情報を登録し、在籍（出身）校長に申請

する。ただし、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先変更の手続きを行う。

なお、出願先を県立高等学校に変更する場合は、福島県立高等学校入学者選抜実施要綱によるものとする。

- ③ 在籍（出身）校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていることを確認の上、新たな出願を承認し、書面による提出が必要な書類がある場合、出願先変更受付期間内に、持参又は送付により新たな志願先の校長に提出する。
- ④ 新たな志願先の校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願システムにより出願先変更を受理する。

なお、出願先変更の受付をもって、先の出願は取り下げられる。

8 調査書提出

- (1) 在籍（出身）校長は、調査書提出期間内に、持参又は送付により調査書を出願先特別支援学校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日（月）午前9時から令和8年2月17日（火）午後4時まで

- (2) 特別支援学校長は、調査書提出期間内に調査書を受け付ける。

9 受験票の印刷

- (1) 特別支援学校長は、出願先変更受付期間の終了後、令和8年2月17日（火）午後4時までに、全ての志願者に受験番号を付して、WEB出願システムにより受験票（様式第5号）を発行する。
- (2) 志願者は、令和8年2月18日（水）午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

なお、受験票の印刷は中学部又は中学校において代行することができる。

10 出願取消

前期選抜に出願した者が出願を取り消す場合は、速やかに出願取消の手続きを行う。

- (1) 中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、在籍（出身）校長に申し出た後に、WEB出願システムに出願取消の情報を登録し、在籍（出身）校長に出願取消を申請する。
- (2) 在籍（出身）校長は、WEB出願システムにおいて、出願取消の情報に誤りがないことを確認の上、承認する。

※志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、在籍（出身）校長は出願先特別支援学校長に連絡をした後に手続きを始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年3月13日（金）午前9時まで

- (3) 中学部又は中学校卒業後及び卒業見込みの者以外の者は、出願先特別支援学校長に出願取消を申し出た後に、志願者が直接、出願取消の手続きを行う。
- (4) 特別支援学校長は、WEB出願システムにより出願取消の情報を確認する。
- (5) 前期選抜の出願を取り消した者は、印刷した受験票を破棄する。また、特別支援学校に提出した書類は返還しない。

2 調 査 書

在籍（出身）校長が調査書を作成するに当たっては、「調査書作成委員会」を設け、次の「調査書記入上の注意」に従って厳正かつ公平に作成する。

調査書記入上の注意

調査書の作成に当たっては、中学部又は中学校生徒指導要録に基づいて記入する。その際、次の点に留意する。

- (1) 「受験番号」の欄は、出願先特別支援学校において記入する。
- (2) 「志願者」の欄については以下により記入する。
 - 「卒業年月」の欄は、卒業・卒業見込の年月及び学校名を正確に記入する。
 - 「卒業後の状況・その他」の欄は、卒業後の状況をできるだけ詳しく記入する。その他、志願者の学籍について特記すべき事項があればこの欄に記入する。
- (3) 「志願先」の欄には、学校名を明記する。志願学科は、それぞれの学科名を記入する。
- (4) 「各教科の学習の記録」の欄は、次のように記入する。

第1～3学年の欄には、中学部又は中学校生徒指導要録に記載されている評定を記入する。中学部又は中学校卒業見込の者については、第3学年の評定は1月末日までのものを記入する。
- (5) 「総合的な学習の時間の記録」の欄は、中学部又は中学校生徒指導要録に基づいて、学習状況の顕著な事項や、生徒にどのような力がついたかなどの評価について文章で記入する。
- (6) 「特別活動等の記録」の欄は、次のように記入する。
 - ① 特別活動
各学年の生徒の活動状況について、各内容（学級活動、生徒会活動、学校行事）ごとに、活動の事実を文章や箇条書き等により端的に記入する。
 - ② その他の活動
スポーツ活動、文化活動及びその他の諸活動について、活動の事実を記入する。
- (7) 「自立活動の記録」の欄は、中学部生徒指導要録の「自立活動の記録」に基づいて記入する。

ただし、特別支援学校及び特別支援学級出身者のみとする。
- (8) 「長所・特技等の記録」の欄は、中学部又は中学校生徒指導要録に示す「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の記載に基づいて、特に優れている点や長所及び生徒の特徴や取得資格等について、特に参考となる事項を文章や箇条書き等により端的に記入する。
- (9) 「出欠の記録」の欄は、中学部又は中学校生徒指導要録に記載した出欠の記録を記入する。中学部又は中学校卒業見込の者については、1月末日までの状況について記入する。
- (10) 知的障がい特別支援学校中学部生徒指導要録（視覚支援学校、聴覚支援学校及び肢体不自由又は病弱特別支援学校で知的障がいを併せ有する生徒のものも含む）、又は中学校生徒指導要録（知的障がい特別支援学級）を使用している学校においては、前記の（4）、（6）、（7）、（8）の各事項について様式第4号に記入して添付する。

3 入 学 者 選 抜

1 選 抜 方 法

特別支援学校長は、調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

なお、各特別支援学校においては、校長を委員長とする「選抜実施委員会」を設置し、選抜資料の審査・処理等に厳正を期するとともに、面接等の公正かつ円滑な実施を期する。

調 査 書

各特別支援学校においては、調査書の「各教科の学習の記録」及び「特別活動の記録」等の各項目について、各学年にわたり十分精査し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料を得るものとする。

ただし、「出欠の記録」は選抜資料としない。

学 力 検 査

(1) 令和8年度福島県立特別支援学校入学者選抜学力検査は、出願先の各学校において行う。

(2) 期日は、令和8年3月4日（水）とする。（県立高等学校前期選抜と同一期日）

(3) 学力検査実施上、特別支援学校長の処理すべき事項は別に通知する。

(4) 学力検査の教科は、次のとおりとする。

国語、社会、数学、理科、外国語（英語）とする。

ただし、知的障がい者及び重複障がい者を教育する中学部又は中学校で、国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者は、原則として国語、数学の2教科及び自立活動の諸検査又は作業・運動能力検査とする。

また、中学部又は中学校で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者は、自立活動の諸検査又は作業・運動能力検査とし、自立活動を主とした教育課程を履修した者は、自立活動の諸検査及び行動観察とする。

(5) 学力検査の日程は、原則として令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の前期選抜の日程に準ずる。ただし、それによりがたい場合は、県教育委員会の承認を得て実施することができる。

面 接

面接は志願者全員についての理解を一層深め、公正な選抜資料を得るために、各特別支援学校において志願者全員に対して行う。

(1) 面接は、令和8年3月4日（水）の学力検査終了後、又は3月5日（木）に行う。

(2) 各特別支援学校においては、「選抜実施委員会」において、面接の内容・方法等について事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるように留意する。

合 否 判 定

選抜に当たっては、調査書、学力検査の成績及び面接の結果等に基づき、総合的に判定する。

2 選 抜 結 果 発 表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日（月）午後1時から令和8年3月24日（火）午後5時まで

- (1) 特別支援学校長は、令和8年3月16日（月）正午までに、WEB出願システムに選抜結果を登録する。
- (2) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (3) 中学部又は中学校長は、WEB出願システムにより自校の志願者の選抜結果を確認する。
- (4) 特別支援学校長は、WEB出願システムにより合格通知書（様式第6号）を作成し、合格者に対して交付する。
- (5) 特別支援学校長は、提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

3 学 力 検 査 結 果 の 提 供

前期選抜の学力検査に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と合計得点の情報（以下「学力検査結果」という）を提供する。

【学力検査結果提供期間】

令和8年3月16日（月）午後2時から令和8年3月24日（火）午後5時まで

- (1) 特別支援学校長は、令和8年3月16日（月）正午までに、WEB出願システムに学力検査結果を登録する。
- (2) 志願者は、WEB出願システムにより、学力検査結果を確認する。
- (3) 対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

4 入 学 辞 退 の 手 続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式第7号）を在籍（出身）校長を通して、出願先特別支援学校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先特別支援学校長に提出する。

なお、特別支援学校に提出した書類は返還しない。

Ⅲ 特別支援学校後期選抜

1 出 願

1 募集範囲

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「1 募集範囲」（1 ページ参照）に定めるところによる。

なお、特別支援学校後期選抜は原則として全ての特別支援学校で実施する。

2 出 願 資 格

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「2 出願資格」（1 ページ参照）に定めるところ及び原則として次の（1）～（3）による。

- （1）県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかを受験している者。
- （2）県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。
- （3）他県からの転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。

なお、県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、特別支援学校後期選抜に出願することはできない。

3 併 願 の 取 扱 い

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「3 併願の取扱い」（2 ページ参照）に定めるところによる。

4 WEB 出 願 シ ス テ ム の 利 用

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「4 WEB 出願システムの利用」（2 ページ参照）に定めるところによる。

5 出 願 に 必 要 な 書 類

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「5 出願に必要な書類」（2 ページ参照）に定めるところによる。

6 出 願 手 続

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「6 出願手続」（2、3 ページ参照）に定めるところによる。

ただし、申請期間、在籍（出身）校長承認期間、出願受付期間は次のとおりとし、調査書は、出願受付期間内に提出することとする。

【申請期間】

令和8年3月17日（火）午前9時から令和8年3月18日（水）午後2時まで

【在籍（出身）校長承認期間】

令和8年3月17日（火）午前9時から令和8年3月18日（水）午後3時まで

【出願受付期間】

令和8年3月17日（火）午前9時から令和8年3月18日（水）午後4時まで

7 出願先変更

出願者は、出願先変更期間内で、1回に限り出願先を変更することができる。出願先変更の手続については、この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **1 出 願**」の「7 出願先変更」（3、4 ページ参照）に定めるところによる。

ただし、申請期間、在籍（出身）校長承認期間、出願先変更受付期間は、次のとおりとする。

また、調査書及び書面にて提出が必要な書類がある場合は、出願先変更期間内に提出することとする。

【申請期間】

令和8年3月19日（木）午前9時から令和8年3月19日（木）午後2時まで

【在籍（出身）校長承認期間】

令和8年3月19日（木）午前9時から令和8年3月19日（木）午後3時まで

【出願先変更受付期間】

令和8年3月19日（木）午前9時から令和8年3月19日（木）午後4時まで

なお、午後4時までに在籍（出身）校長からの申し出があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、特別支援学校長は、受付時間について弾力的な対応をするものとする。

8 受験票の印刷

(1) 特別支援学校長は、出願先変更受付期間の終了後、令和8年3月23日（月）午前10時までに、全ての志願者に受験番号を付して、WEB出願システムにより受験票を発行する。

(2) 志願者は、令和8年3月23日（月）正午以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

なお、受験票の印刷は中学部又は中学校において代行することができる。

9 出願取消

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **1 出 願**」の「10 出願取消」（4 ページ参照）に定めるところによる。

ただし、出願取消期間は、次のとおりとする。

【出願取消期間】

令和8年3月19日（木）午前9時から令和8年3月24日（火）午前9時まで

2 調 査 書

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **2 調 査 書**」（5 ページ参照）に定めるところによる。

3 入 学 者 選 抜

1 選 抜 方 法

特別支援学校長は、調査書、面接の結果に加えて、小論文（作文）又は自立活動の諸検査若しくは作業・運動能力検査の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

なお、各特別支援学校長においては、校長を委員長とする「選抜実施委員会」を設

置し、選抜資料の審査・処理等に厳正を期するとともに、面接等の公正かつ円滑な実施を期する。

期日は、令和8年3月24日（火）午前9時以降とする。

調 査 書

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **3 入学者選抜**」の「1 選抜方法の **調 査 書**」（6ページ参照）に定めるところによる。

面 接

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **3 入学者選抜**」の「1 選抜方法の **面 接**」（6ページ参照）に定めるところによる。

小論文（作文）又は諸検査

特別支援学校長の判断により小論文（作文）又は自立活動の諸検査若しくは作業・運動能力検査を実施する。

合 否 判 定

選抜に当たっては、調査書、面接の結果に加えて、小論文（作文）又は自立活動の諸検査若しくは作業・運動能力検査の結果を資料とし、総合的に判断する。

2 選 抜 結 果 発 表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月25日（水）午後3時から令和8年3月31日（火）午後5時まで

- (1) 特別支援学校長は、令和8年3月25日（水）午後2時までに、WEB出願システムに選抜結果を登録する。
- (2) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (3) 中学部又は中学校長は、WEB出願システムにより自校の志願者の選抜結果を確認する。
- (4) 特別支援学校長は、WEB出願システムにより合格通知書（様式第6号）を作成し、合格者に対して交付する。
- (5) 特別支援学校長は、提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

3 入 学 辞 退 の 手 続

この要綱に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **3 入学者選抜**」の「4 入学辞退の手続」（7ページ参照）に定めるところによる。

IV その他

1 感染症にかかる特例措置について

令和8年度県立特別支援学校高等部入学者選抜においては、インフルエンザ罹患者や新型コロナウイルス感染症罹患者、体調不良者の別室受験をこれまでどおり認めることとする。

2 実施状況の報告

特別支援学校長は、特別支援学校前期選抜、特別支援学校後期選抜における入学志願者数、選抜の結果、その他必要事項について、県教育庁特別支援教育課長宛に報告する。各報告提出日、様式等については別に通知する。

3 入学者の確認及び書類の送付

特別支援学校長は、入学者決定後、4月末日までに、WEB出願システムに入学者を登録する。特別支援学校長又は中学校長は、WEB出願システムにより各特別支援学校の入学者を確認し、中学校生徒指導要録の抄本又は写しを作成し、児童生徒健康診断票（一般）、児童生徒健康診断票（歯・口腔）とともに5月末日までに特別支援学校長に提出する。

4 その他

この要綱に定めるものの他、必要な事項及び特別な事情が生じた場合の措置は、県教育委員会教育長がこれを定める。

附則

この要綱は、令和7年9月16日から施行する。

出 願 資 格 申 請 書

令和 年 月 日

福島県立.....学校長 様

志願者氏名.....

保護者氏名.....(保護者自署)

貴校に出願したいので、下記の出願資格の確認を申請します。

記

- 1 学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあること
(「療育手帳」・「身体障害者手帳」の写しや医師の診断書又は意見書などによる証明)
- 2 志願先特別支援学校での入学者選抜に係る教育相談を受けたこと

【中学校長による証明】

上記のとおり相違ないことを証明します。

.....学校長



所在地

電話番号

※ 志願者が、氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

※ 年齢20歳以上の者については、中学校長による証明を必要としない。

出願資格通知書

令和 年 月 日

志願者氏名.....様

福島県立〇〇学校長 

出願資格申請書等に基づき審査した結果、本校への出願資格を有すること承認しましたのでお知らせします。

令和8年度福島県立特別支援学校高等部入学志願に関する調査書

										受験番号			
志願者	ふりがな					性別	志願先	福島県立			志願学科		
	氏名										学校	科	
	生年月日	平成	年	月	日生								
	卒業年月	平成	年	3月	学校								
卒業後の状況・その他	令和				卒業・卒業見込								
各学習の科の記録	教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語(英語)			
	学年												
	1年												
	2年												
総合的な学習の時間の記録		1年				2年				3年			
特別活動等の記録			1年			2年			3年				
	学級活動												
	生徒会活動												
	学校行事												
その他の活動													
出欠の記録	学年	出席すべき日数	欠席日数	備考		自立活動の記録				長所・特技等の記録			
	1年												
	2年												
	3年												
本書の記載に誤りのないことを証明します。													
令和 年 月 日													
										立	学校長	印	
										記載責任者氏名			

学 習 の 記 録

受験番号		志願者氏名		
学年				
項目	1年	2年	3年	
各 科 等	国語			
	社会			
	数学			
	理科			
	音楽			
	美術			
	保健体育			
	職業・家庭			
	その他			
	特別活動			
	自立活動			
行動の記録				
諸事 事項	総合 参照 となる 指			

様式第5号

令和8年度 福島県立特別支援学校入学者選抜

前期選抜受験票

受験番号	氏 名
0001	○○○○

在籍（出身）学校名
○○立○○学校

志願先	福島県立○○支援学校
	○○ 科

○ 学力検査当日は次のものを持参すること。
上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム

○ 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。

○ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

【実施期日】

令和8年3月4日（水）

令和8年度 福島県立特別支援学校入学者選抜

後期選抜受験票

受験番号	氏 名
0002	○○○○

在籍（出身）学校名
○○立○○学校

志願先	福島県立○○支援学校
	○○ 科

○ 学力検査当日は次のものを持参すること。
上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム

○ 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。

○ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

【実施期日】

令和8年3月24日（火）

※この様式は見本とする。

(印刷イメージ)

令和8年度 福島県立特別支援学校入学者選抜

前期選抜受験票

受験番号	氏 名
0001	○○○○

在籍（出身）学校名
○○立○○学校

志願先	福島県立○○支援学校
	○○ 科

○ 学力検査当日は次のものを持参すること。
上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム

○ 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。

○ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

【実施期日】

令和8年3月4日（水）

- この用紙をA4サイズの白紙に印刷してください。
 - キリトリ線で受験票を切り離してください。
 - 受験票は受験のとき、必ず持参すること。
 - 受験票は検査日以降も使用しますので、大切に保管してください。
(選抜結果発表の際に受験番号を参照する。など)
 - 当日の受付時間や持ち物等については、志願先特別支援学校の募集要項やWEBサイトを確認してください。
- 【福島県立○○学校WEBサイト】
- URL
- 二次元コード
-

(注) WEB出願システムからダウンロードし、志願者においてA4横判で印刷する。

合 格 通 知 書

受験番号 _____

氏 名 _____

あなたは、令和8年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜において、本校の全日制の課程〇〇科に合格したので通知します。

令和 年 月 日

福島県立〇〇支援学校長

(公 印 省 略)

※この様式は見本とする。

入 学 辞 退 届

令和 年 月 日

福島県立.....学校長 様

出願者氏名.....[㊟]

保護者氏名.....(保護者自署)

貴校高等部.....科に合格しましたが、都合により入学
を辞退しますのでお届けします。

※ 出願者が、氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

令和8年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜関係日程

1月			2月			3月		
日	曜日	日程	日	曜日	日程	日	曜日	日程
1	木	(元日)	1	日		1	日	
2	金		2	月	特別支援学校前期選抜 出願受付	2	月	
3	土		3	火		3	火	
4	日		4	水		4	水	特別支援学校前期選抜 学力検査(面接)
5	月		5	木		5	木	(面接)
6	火		6	金	特別支援学校前期選抜 出願締切	6	金	
7	水		7	土		7	土	
8	木		8	日		8	日	
9	金		9	月	特別支援学校前期選抜 出願先変更	9	月	
10	土		10	火		10	火	
11	日		11	水	(建国記念の日)	11	水	
12	月	(成人の日)	12	木		12	木	
13	火		13	金	特別支援学校前期選抜 出願先変更締切	13	金	
14	水		14	土		14	土	
15	木		15	日		15	日	
16	金		16	月	調査書提出	16	月	特別支援学校前期選抜 選抜結果発表
17	土		17	火	調査書提出締切	17	火	特別支援学校後期選抜 出願
18	日		18	水	(受験票印刷開始)	18	水	特別支援学校後期選抜 出願締切
19	月		19	木		19	木	特別支援学校後期選抜 出願先変更
20	火		20	金		20	金	(春分の日)
21	水		21	土		21	土	
22	木		22	日		22	日	
23	金		23	月	(天皇誕生日)	23	月	(受験票印刷開始)
24	土		24	火		24	火	特別支援学校後期選抜 面接等
25	日		25	水		25	水	特別支援学校後期選抜 選抜結果発表
26	月		26	木		26	木	
27	火		27	金		27	金	
28	水		28	土		28	土	
29	木					29	日	
30	金					30	月	
31	土					31	火	

学校教育法施行令第22条の3

区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者 ※	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

※ 知的障害者

- 「知的発達遅滞があり」とは、認知や言語などに関わる知的機能の発達に明らかな遅れがあるという意味である。つまり、精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の子供と比較して平均的水準より明らかに遅れが有意にあるということである。「他人との意思疎通」について、規定では、知的機能の発達遅滞が明らかであることを前提に、基準として、「他人との意思疎通が困難である」ことを示している。
- 「他人との意思疎通が困難」とは、特別な配慮なしに、その年齢段階に標準的に要求されるコミュニケーション能力が身に付いていないため、一般的な会話をする際に話された内容を理解することや自分の意思を伝えることが著しく困難であり、他人とのコミュニケーションに支障がある状態を示す。知的障害における意思疎通の困難さは、知的機能の発達遅滞により、相手から発信された情報が理解できず、的確な対応ができないために、人とのコミュニケーションが十分に図れないことをいう。
- 「日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする」とは、一定の動作、行為の意味、目的、必要性を理解できず、その年齢段階に標準的に要求される日常生活上の行為に、ほとんどの場合又は常に援助が必要である状態のことをいう。例えば、同年齢の子供たちが箸を一人で使えるようになっていても、箸を使うことが理解できないために、箸を使った食事の際にはいつも援助が必要である、又は排泄の始末をする意味が分からずに、トイレトペーパーを使う際には、ほとんどの場合又は常に援助が必要である場合などである。
- 「社会生活への適応が著しく困難」とは、例えば、低学年段階では、他人と関わって遊ぶ、自分から他人に働きかける、友達関係をつくる、簡単な決まりを守って行動する、身近な危険を察知し回避する、身近な日常生活における行動（身辺処理など）などが特に難しいことなどが考えられる。年齢が高まるにつれても、例えば、社会的なルールに沿った行動をしたり、他人と適切に関わりながら生活や仕事をしたり、自己の役割を知り責任をもって取り組んだりすることが難しいことが考えられる。

(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」より抜粋)